

学校給食センターの食物アレルギー対応までの手順

アレルギー対応希望があることを学校に相談する。

1. 食物アレルギー対応食希望

2. 献立細案等の配付希望

3. 飲用牛乳類の除去希望

引き続き中学校で食物アレルギー対応を希望する場合は、在籍する小学校で関係書類を受け取る。中学校入学後、新たに食物アレルギー対応を希望する場合は、中学校から関係書類を受け取る。

【配付書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※1
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について

保護者は進学する中学校へ、期日までに関係書類を提出するとともに、中学校において食物アレルギー対応食を希望する場合は、給食センターへ電話をし、説明を受ける。

【提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書（必要事項を保護者が記入）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について（必要事項を保護者が記入）

保護者は進学する中学校へ、期日までに関係書類を提出する。

【提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書（必要事項を保護者が記入）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について（必要事項を保護者が記入）

中学校内に設置されている「食物アレルギー対応委員会」において内容を審査し、それぞれの対応区分を決定

中学校の食物アレルギー対応委員会が開催する面談に、保護者と給食センター栄養士が参加する。（小学校より継続の場合は3月。中学校より対応食を希望する場合は書類提出後随時）

給食センター栄養士から保護者に次の書類を配付

【配付書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

中学校で審査した書類を給食センターで確認後、献立細案等を学校へ送付

中学校から保護者に献立細案等を配付

中学校で審査した書類を給食センターで確認後、飲用牛乳類の除去を実施 ※3

保護者は中学校に次の書類を提出

【提出書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

給食センターは、食物アレルギー対応委員会で審査した書類を確認後、中学校を通して「学校給食食物アレルギー対応食決定通知書」を送付する。その後、記載されている開始日より食物アレルギー対応食を提供する。

留意点

- ※1 文書料が発生する場合は、保護者の方の負担になります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ※2 年度途中から飲用牛乳類の除去を希望される場合には、20日までに給食センターに書類を提出してください。翌月の1日から対応することができます。提出は学校経由となりますので、早めに提出をお願いいたします。